

(平成20年度実施事業)

事業評価表

事業CD. 0601101 - 01000

京都府南丹市

作成日: 平成21年05月12日

事業名	一般管理費	事業運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 一部委託 <input type="checkbox"/> 全部委託 <input type="checkbox"/> 補助等	所管部署名等
細事業名		委託先	<input type="checkbox"/> 民間 <input type="checkbox"/> 外郭団体 <input type="checkbox"/> NPO <input type="checkbox"/> 教育機関 <input type="checkbox"/> 自治会・地縁団体	上下水道部 上水道課
事業区分	事業分類: (B)ソフト事業 <input type="checkbox"/> 新規事業 <input type="checkbox"/> 時限事業 (平成 年度迄)	政策体系CD: 224	<input type="checkbox"/> その他 ( )	担当: 藤田和穂
		関連法令・条例等	水道法	

【事業の概要】

- ①施策で目指す目標との関連付け  
 施策体系においては「資源が循環するまちをつくる」に位置付けられているが、基本的な社会基盤として広く地域社会に貢献している事業です。施策目標としては、水資源の循環としての水道水の供給を効果的、且つ効率的に実現することを目指します。
- ②事業を実施する必要性  
 簡易水道事業は水道法を根拠として実施され、原則的には使用者による料金負担による運営を基本としています。しかしながら、簡易水道事業は事業効率の向上が望めない地区に対する水道水の提供を事業目的であるため、一般会計からの補助が必要となっています。また、水道事業に求められる公益性及び公共性から、自治体による事業経営の継続が必要です。なお、事業評価の区分については簡易水道事業の運営関係を一括して「一般管理費(簡易水道事業)」としました。
- ③未実施事項  
 南丹市には、現在、16の簡易水道事業及び3の飲料水供給事業が展開されているが、国の指導により、平成28年度を目途として、上水道事業への統合を予定しています。このため、南丹市の水道事業の基本計画に相当する「水道ビジョン」の策定を進めており、この基本計画に準拠した事業実施を図ります。
- ④他にも効果が見込める施策があるか  
 公益性及び公共性を充足する代替事業は、見当たらない。

【事業費の推移】

	単位	平18決算	平19決算	平20決算	平21予算	平22計画	
決算額または計画額	千円	5,508,633	5,147,507	715,673	725,000	678,903	
うち一般職、嘱託職、臨時職給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	
財源内訳	使用料・手数料等	千円	622,790	695,871	452,322	454,725	450,000
	国・府支出金	千円	248,947	76,018	18,903	18,903	18,903
	地方債	千円	549,400	252,100	53,600	42,400	0
	一般財源	千円	87,496	123,518	190,848	208,972	210,000
職員等従事人員	人/年	—	—	2.90			
人件費	千円	—	—	14,644			
事業費総額	千円	—	—	730,317			

【主な支出の内訳】

一般管理費	79,403千円
施設管理費	86,415千円
移設費	40,460千円
公債費	409,561千円
基金費(積立金)	99,832千円

【近隣市町村の取り組み状況】

京都府下の状況としては、上水道事業と簡易水道事業を併設している場合、その比率は、概ね上水道事業が95%となっているが、本市では約60%である。

【前年度の評価を受けて改善した点等】

前年度評価なし

【所属長総括評価】

・安心して使用できる水道水を、継続的に安定して供給する事業運営を実施することができた。  
 ・平成20年度の簡易水道事業においては、昨年度に引き続き実質収支に黒字をみることが出来る見込みとなった。  
 ・特に、簡易水道事業の各施設においては、比較的到老朽化しい施設となっていることから、引き続き設備機器の更新等に要する維持管理費用の増大が予想されることから、計画的な対応と管理技術の一層の習熟と継承が必要である。

# 事業活動記録

平成20年度実施事業

政策体系CD	224	事業名	一般管理費		
事業CD	601101-01000	細事業名			
所管部局	上下水道部	所管課	上水道課	担当	藤田和穂

601101-01000

区分	活動内容	活動日または時期	活動結果
一般管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎日の施設点検において、取水量、浄水量、残留塩素濃度等を確認した。</li> <li>● 外部機関による水質検査を、水道法の規定により、南丹市水質検査計画に基づいて実施した。</li> <li>● 実施した水質検査の内容については、市HPIにおいて公表した。</li> <li>● 計量法に規定される量水器の交換業務を、定期的を実施した。</li> <li>● 料金計算の根拠となる、各水道使用者に設置される量水器の検針を、地区別に個人委託した検針員により毎月実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間を通じて</li> <li>● 毎月外部機関検査の実施</li> <li>● 毎月公表</li> <li>● 量水器の交換については、10月から12月に実施</li> <li>● 毎月実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正な維持管理が為された。</li> <li>● 水質に異常がなかった。</li> <li>● 広く市民各位に周知できた。</li> <li>● 量水器の適正な交換と、併せて漏水確認が実施できた。</li> <li>● 適正な検針業務の実施と、併せて漏水通知等のサービスに取り組むことができた。</li> <li>● 平成20年度の配水量 2,193千m<sup>3</sup></li> <li>● 平成20年度の有収水量 1,855千m<sup>3</sup></li> <li>● 平成20年度の検針件数 77,799件</li> </ul>
施設管理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 量水器までの給水管の破損修繕、道路下の配水管の破損修繕及び水道施設の修繕を、月平均5件程度実施した</li> <li>● 水道施設の内、設備機器の保守点検を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間を通じて</li> <li>● 年間を通じて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能な限り迅速な対応ができた。</li> <li>● 適正な保守が実施できた。</li> </ul>
移設費	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成20年度においては、府及び市等の関係機関からの委託を受けて、水道施設の移設を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年間を通じて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正な施工がなされた。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公債費(利子及び元金)の償還を行った。</li> <li>● 簡易水道施設整備基金への積立を行った。</li> <li>● 平成20年度において、合併時に旧町毎の体系を引き継いだ水道料金体系の統一に取り組み、平成21年10月から新料金体系に移行することとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年2回</li> <li>● 年度末</li> <li>● 年間を通じて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正に処理された。</li> <li>● 適正に処理された。</li> <li>● 統一した料金体系が制定された。</li> </ul>